



人口・世帯	(1月1日現在)
人口	192,233人 (前月比+125人)
世帯	60,581世帯 (前月比-4世帯)



千支のウマやアニメの主人公が空に

一生懸命に揚げた

わたしたちのたこ

一月二十七日、酒匂川左岸サイクリング広場で、下府中小学校全校児童五百七十四人がたこ揚げを行いました。この行事は、たこ作りやたこ揚げを通して、子どもにふれ合いや協力して物を作る喜びをもたせるために行われ、今年で十二回目を迎えています。

たこの製作には、ゆとりの時間を使って約一週間かかり、一年から四年生までは一人ずつビニールを使った簡単なものを、五・六年生はグループで一枚くらいもある大だこを作りました。みんながたこ糸をもって元気に走ると、たこは空高く舞い上がりました。

小田原梅まつり

“梅の里さんぽ”が開幕



花の香りに誘われて話も弾みます

二月一日、小田原梅まつり「梅の里さんぽ」が、富士が遠望される曾我梅林と天守閣の下に広がる梅林とて開幕しました。

今年の花の咲き具合は、一月の厳しい寒さと雪の影響で、例年に比べいくらか遅くなっています。しかし、約三万本の梅の花が辺り一面に咲き競う曾我梅林では、赤や白の花の下で早春の香りを楽しむ家族連れの人があちこちで見受けられます。

今月二十八日までの梅まつり期間中、休日には、曾我梅林で野だてや寿獅子舞が行われるほか、小田原城址公園でも十八日の日曜日に野だてや俳句大会が予定されています。

衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査

投票日 2月18日(日)

(午前7時～午後6時)

小田原市選挙管理委員会 ☎33-1741 (投票日当日のお問い合わせ ☎35-8099)

「行きましたか」
これがあいさつ投票日

市役所への電話 ご用のある課に直通で

- ☆市役所への電話は、おかけになりたい課の電話番号をダイヤルしていただければ、交換手を通さずに直接つながります。
- ☆おかけになった電話が通話中のときや応答の遅いときは、自動的に受付台へまわり、交換手が応答し近くの空いている電話をさがしておつなぎすることがあります。
- ☆昭和61年7月に各家庭に配布した「小田原市役所電話番号一覧表保存版」や63年1月に配布した「市民生活ガイドブック」もあわせてご利用ください。

暮らしに関係の深い課の電話番号

＜生活一般＞

市民相談（行政・法律・人権擁護等）	市民生活課 33-1383
消費生活・勤労者対策・自治会関係	市民生活課 33-1396
交通安全・交通災害共済・放置自転車防止対策	市民生活課 33-1853
住民票・印鑑登録及び証明	戸籍住民課 33-1386
戸籍関係	戸籍住民課 33-1391
国民健康保険	保険年金課 33-1845
老人医療・重度障害者等医療助成	保険年金課 33-1843
国民年金	保険年金課 33-1867
広報・広聴活動・公共施設見学	広報課 33-1261
防災・地震対策（自主防災組織・防災無線）	防災対策課 33-1855
市営住宅の入居	建築課 33-1553

＜税等＞

納税証明・軽自動車税・口座振替	収納課 33-1341
市税等の納付・還付	収納課 33-1345
個人市民税（普通徴収）・所得証明等	市民税課 33-1351
法人市民税・個人市民税（特別徴収）	市民税課 33-1354
固定資産税の課税・証明・閲覧	資産税課 33-1361
土地の評価	資産税課 33-1365
家屋の評価	資産税課 33-1371

＜生活環境＞

ごみ（不燃性・可燃性）処理の相談	環境事業センター 34-7325
ごみの収集（犬・猫等の死体を含む）	環境事業センター 34-9892
ごみ・し尿の収集手数料	生活環境課 33-1471
美化運動・狂犬病予防・野猫対策・動物愛護	生活環境課 33-1486
衛生害虫（カ・ハエ・チャドクガ）の駆除	生活環境課 33-1473
工場・事業所等の公害	生活環境課 33-1473
し尿の収集	小田原清掃協会 34-5300 小田原衛生公社 35-3224

＜上下水道＞

水道料金・使用開始・名義変更	営業課 33-1646
公道上の漏水・水のにごり	工務課 33-1667
宅地内の水道・下水道の故障	浄水課 42-2552
排水設備工事	業務課 33-1614
下水道受益者負担金・水洗化資金	業務課 33-1611
公道上の下水管の破損	施設管理課 34-8145

平成元年度 行政運営の改革

改善された主な内容

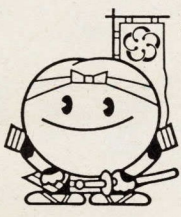
市では、昭和六十一年二月に策定した「小田原市行政改革の方針」に基づいて、行政の組織や運営について簡素合理化を徹底する一方で、今後予想される社会経済情勢の変化に対応できる弾力的な体制づくりを進めながら、職員の意識改革及び資質の向上に努めています。ここではその主な内容についてお知らせします。



全庁的な取組みを

組織の簡素化と 運営の活性化

- 1 機構等の再編整備
 - ・ときめき小田原まつりを推進するため事務局を新設
 - ・災害に強いまちづくりを目的として、消防署に課制を導入するとともに、西大友分署を西大友分署に変更
 - ・高度情報化社会及び高齢化社会に対応するため、担当を新設
- 2 外郭団体の見直し
 - ・団体の自立及び運営の活性化を図るため、団体の目的、業務内容、機能等を見直しました。
 - ・公益事業協会における自主文化事業の拡大
 - ・社会福祉協議会で地域福祉推進モデル事業を実施



今後も 積極的に

- ・ときめき小田原まつりの「プレキャンペーン、プレイベントの実施
- ・広聴会の内容の充実
- ・情報公開制度の実施

と行政の意見交換制度を強化充実するとともに、市民との協働による市政の運営に努めました。

行政サービスの 適正化について

- 1 各種事務事業の見直し
 - ・敬老祝金として米寿及び白寿を新設
 - ・市税等口座振替取扱店舗のため、公平性、効率性等の観点から、米寿及び白寿を新設
- 2 市民生活の向上
 - ・市営住宅管理業務
 - ・中央公民館管理業務
 - ・郷土文化館監視業務
 - ・ごみ収集業務の拡大
- 3 O A機器導入の推進
 - ・市営住宅管理業務
 - ・中央公民館管理業務
 - ・郷土文化館監視業務
 - ・ごみ収集業務の拡大

- ・市営住宅管理業務
- ・中央公民館管理業務
- ・郷土文化館監視業務
- ・ごみ収集業務の拡大
- ・3 O A機器導入の推進
- ・市民生活の向上
- ・市営住宅管理業務
- ・中央公民館管理業務
- ・郷土文化館監視業務
- ・ごみ収集業務の拡大

- ・市民生活の向上
- ・市営住宅管理業務
- ・中央公民館管理業務
- ・郷土文化館監視業務
- ・ごみ収集業務の拡大
- ・3 O A機器導入の推進
- ・市民生活の向上
- ・市営住宅管理業務
- ・中央公民館管理業務
- ・郷土文化館監視業務
- ・ごみ収集業務の拡大

せ

おしらせ

おしらせ

おしらせ

せ

エプロンサービスを ご利用ください

市では、お年寄りや障害のある方のいる家庭への援助を充実させるため、「さわやかエプロンサービス事業」を行っています。

この事業は、市が高齢者生きたが事業団へ委託して行うもので、ヘルパー（愛称さわやかさん）がお年寄りや心身に障害のある方のいる家庭を訪問して家事などの手助けをするものです。

◆対象世帯

- ①日常生活を営むのに支障のあるお年寄り（おおむね65歳以上）のいる世帯
- ②重度の身体障害者のいる世帯
- ③重度の心身障害児（18歳以上の精薄、重症心身障害者を含む）のいる世帯

◆サービスの内容

- ①食事の世話
- ②衣類の洗濯、補修
- ③住居等の掃除、整理整頓
- ④身の回りの世話
- ⑤生活必需品の買い物
- ⑥医療機関等と連絡、通院や外出の介助
- ⑦その他必要な家事援助

◆派遣回数と時間帯

活動時間 月曜から土曜日の午前9時から午後7時まで。ただし、曜日・時間については相談に応じます。

◆手当 ①午前9時～午後5時 時給745円
②午後5時～7時 時給930円

区分	生活保護法による被保護世帯	負担額
A	生活保護法による被保護世帯	0円
B	生計中心者の前年の所得総額が非課税	0円
C	9,600円以下	200円
D	9,601円～32,400円	350円
E	32,401円～42,000円	500円
F	42,001円以上	650円

女性健康教室を 開催します

「素敵なあなたを見つくるため「気づき」—自分を発見するゲーム」をテーマに女性健康教室を開催します。

◆日時 2月27日(火)午後1時30分～4時

◆会場 中央公民館4階第2会議室

◆講師 百武正嗣さん(神奈川県県立医学協会)

◆申込み 市民健康課指導係

国民年金の保険料 前納は4月中に

国民年金保険料の前納払込期限は4月27日です。期限内に納付しないと、割引のない毎月納付の取扱いになりますのでご注意ください。

◆問い合わせ 高年齢者生きたが事業団 ☎350210

募集中です さわやかさんを

高年齢者生きたが事業団では、「さわやかエプロンサービス事業」のヘルパー（さわやかさん）を募集しています。

◆応募資格 福祉活動に理解と情熱を有する健康で家事のできる女性の方（年齢は問いません）

◆活動時間 月曜から土曜日の午前9時から午後7時まで。ただし、曜日・時間については相談に応じます。

◆手当 ①午前9時～午後5時 時給745円
②午後5時～7時 時給930円

◆問い合わせ 高年齢者生きたが事業団 ☎350210

うな二十六件の事務事業について改善しました。

- ・自転車駐車場の新設(小田急線富水駅、栢山駅)
- ・小中学校の空き教室の利用
- ・学校給食食器を硬質ガラス製に変更

2 外部委託の推進
事務の効率化や新たな行政需要に対応するため、行政サービスの向上、経済性及び行政責任の確保を基準として、十件の事務事業を外部に委託しました。



国際化に向けて市民と職員が共同で英会話の研修を

給与と職員定数の適正化について

1 給与の適正化
社会情勢や国・県・近隣都市等の動向を踏まえて、給与



OA機器を導入して有効利用を

の適正化及び退職手当の是正に努めました。



ふるさとみどり基金を利用してうるおいのあるまちに

2 民間活力の導入
市民を始めとする民間の専門的知識・技術や資金等、いわゆる民間活力の積極的導入に努めました。

- ・ふるさとみどり基金、ふるさと文化基金、社会福祉基金の充実
- ・民間地域作業所の整備(二か所)

市民参加の方策

2 市民参加の方策
市民への情報提供の方法、市民意見の聴取の方法、市民

3月1日～7日 春の火災予防運動 山火事防止運動

春の火災予防運動と山火事予防運動が三月一日から七日まで全国一斉に実施されます。空気が乾燥し、強い風が吹くこの季節は火災が多くなるシーズンです。

◎山火事予防運動

「ひろげよう 森への感謝と防火の輪」
山火事の原因は、たばこやたき火の不始末がほとんどです。たき火をするときには消火用具を備えて、後始末を完全に行いましょう。また、風の強いときはやめましょう。

◎火災予防運動

火災の原因の多くは日ごろの火に対する「慣れ」や「油断」による不注意、不始末から起きています。火災を防ぐため、私たち一人ひとりが防火について話し合い、火の取扱いは十分注意しましょう。昨年の火災原因の主なものは「油鍋の放置」「放火(疑いを含む)」「たばこ」「たき火」です。

連載随筆

小田原合戦

岩崎宗純

(市史編さん専門委員)

《第11回》

戦いの果てに

天正十八年(一五九〇)秀吉の小田原攻めの際、小田原城下やその周辺の百姓や町人たちは、どのような状況に追い込まれていたであろうか。既に述べたように、秀吉の天下分けの戦いに前に兵力の増強を急ぐ北条氏は、郷村から兵力を補充する動員体制を取り始めていた。百姓たちは外目からは「ひらひら武者めくやうに」支度し、村を出、小田原城へ出征していったのである。

百姓たちは兵士としてだけでなく、秀吉の小田原攻めに備え完成を急ぐ小田原城の大外郭、箱根・足柄の諸城・

若の普請にも人夫として動員された。

天正十八年(一五九〇)二月、北条氏は南足柄千津島に御雇人足五人の出役を命じ、

御雇人足五人の出役を命じ、御雇人足五人の出役を命じ、御雇人足五人の出役を命じ、

御雇人足五人の出役を命じ、御雇人足五人の出役を命じ、御雇人足五人の出役を命じ、

御雇人足五人の出役を命じ、御雇人足五人の出役を命じ、御雇人足五人の出役を命じ、

御雇人足五人の出役を命じ、御雇人足五人の出役を命じ、御雇人足五人の出役を命じ、

御雇人足五人の出役を命じ、御雇人足五人の出役を命じ、御雇人足五人の出役を命じ、

(相州文書)

箱根山の村々の百姓はこのように秀吉軍に追い散らされ、山中深く逃げ隠れたのであろう。同じ箱根山中の湯本茶屋の人々も背後の山に脱かれた。「小田原一乱の時百姓小屋懸ヶ場」と伝える「うばかふところ」(湯本茶屋明細帳)という地は、箱根吉期外輪山中の三方を山に囲まれた台地で鍋割沢という沢のふとところで村人が小屋掛けできらくらいの広さと清水がある。

西相模の村々の人々の多くも、秀吉軍に追い散らされ、或いは来攻を前に周辺の山野に身を隠したことであろう。四月、この地方を占拠した秀吉は、村々に控書を下した。そこには逃散した百姓が早く村に帰住するよう促し、立ち帰った百姓の家を秀吉軍が陣取ったり、乱妨を働かないよう厳しい軍律が定められていた。秀吉は、このような控書を

を下すことにより、占領下の村々の人心が安定するようにつとめたのである。

戦いが終わった七月十三日、小田原城で秀吉は、戦いに参加した部下たちの論功行賞を行った。その結果、北条氏の遺領は徳川家康にすべて与えられることになった。そのかわりに、家康は旧領の駿河・遠江・三河・甲斐・信濃の五か国を収公された。同年八月、家康は武將の大久保忠世を小田原城主に任じた。

城から出た北条氏の一門、旧臣たちはどこに散っていったのであろうか。高野山に追放された氏直は、後に罪を許されて下野足利九千石・近江千石を与えられ、一万石の名に取立てられたが、天正十九年十一月四日、大阪で病死した。同じ高野山に追放された氏規も河内舟南・河内郡に六千九百八十石を宛行われたが、慶長五年(一六〇〇)

友好の握手で戻せ 北方領土

二月八日に没し、氏盛があとを継いだ。

玉繩城主であった北条氏勝は家康に登用され、下総岩富に一万石を与えられたが、慶長十六年三月に没した。鉢形城主北条氏邦は前田利家に千石で召しかえられたが、慶長二年八月に死去した。岩付城主氏房は、肥前唐津の寺沢広高に預けられたが、文禄元年四月、唐津で没した。

旧臣たちはどこに散っていったのであろうか。高野山に追放された氏直は、後に罪を許されて下野足利九千石・近江千石を与えられ、一万石の名に取立てられたが、天正十九年十一月四日、大阪で病死した。同じ高野山に追放された氏規も河内舟南・河内郡に六千九百八十石を宛行われたが、慶長五年(一六〇〇)



小田原城遠望

おしらせ

職種	仕事の概要	勤務時間	賃金	主な勤務場所の例
給食調理員関係	臨時給食調理員	1日 8時間	日給4,900円	学校給食センター、橋・豊川学校給食共同調理場又は受入パート配置校以外の小学校
	給食作業員			
	米飯パート	時間パート	時給 610円	小学校又は中学校
	受入パート			
学校用務員関係	臨時用務員	1日 8時間	日給4,800円	小学校又は中学校
	学校作業作業員	時間パート	時給 600円	小学校、中学校又は幼稚園

内部障害者の方は 旅客運賃が割引に
2月1日から内部障害者の方にも各旅客鉄道株式会社及び航空会社等の旅客運賃割引制度が適用されるようになりました。これに当たり、障害者手帳の一部書き換えが必要ですが、手続きを済ませない方は福祉課(市役所2階窓口14番)までお越しください。

臨時職員を募集します
市教育委員会では退職者等の補充のため次のとおり臨時職員を募集します。

- ◆募集職種及び仕事の概要
- ◆募集期間 平成2年2月15日～3月17日
- ◆応募方法 市販の履歴書に必要事項と希望の職種(複数でも可)を記入の上、郵送してください。

○学校用務員関係
・教育総務課庶務係 ☎331 671

○給食調理員関係
・教育総務課庶務係 ☎331 671

○学校保健課給食係
・学校給食センター ☎337 693

◆郵送先 市教育委員会教育総務課(〒250 小田原市狹窪300番地)

◆問い合わせ
・給食調理員関係 ☎331 671
・教育総務課庶務係 ☎331 671
・学校保健課給食係 ☎331 693
・学校給食センター ☎337 693

◆申込み・問い合わせ 保険年金課国民年金係 ☎331 869

◆定額前納の場合 9万8370円
○毎月定額付加の場合 月額8800円(年額10万5600円)
○定額付加前納の場合 10万3050円
◆申込み・問い合わせ 保険年金課国民年金係 ☎331 869

ちびっ子レポーター



●レポーター
酒匂小学校六年
田呂丸真哉くん
奥田 絵理さん
●説明者
野谷建築指導課長

17

レポーターです

「建築確認」て初めて聞いたけど、家を建てる時に必要なんだって。今日は建築指導課でお話を聞きました。

田呂丸 建築指導課ではどのような仕事をしていますか。
課長 みなさんが住やすい明るく安全なまちをつくるため、「建築確認」の仕事や、地震などの災害に備えての調査と指導、建物についての相談や地域の環境をよくする仕事などを行っています。

奥田 建築確認とはどのような仕事ですか。
課長 市内には、住宅や学校、工場、商店などいろいろな建物が建っていますね。このように建物を建てる時、建築基準法という法律で決められている約束事が守られているかどうかを審査するのが「建築確認」です。たとえば、建てる土地が幅四メートル以上の道路に接しているか、高さが高すぎないか、地震や火

災のときに安全かなどを、みなさんから提出された書類で審査するのです。
田呂丸 法律の基準はずっと変わらないうのですか。
課長 生活環境の変化や技術の進歩によって基準は変わってきています。



災害に強い建物の模型を見ながら

田呂丸 地震に強い建物にするにはどうしたらよいか、など、さまざまな相談があります。
奥田 地域の環境を良くしていくためにはどうすればいいのですか。
課長 まず、法律の約束事を守ってもらうことですが、地域環境をより良くするためには、住民が相談して、建物の高さや使い道などについて法律よりきびしいルールを決めて守っていく「建築協定」という制度もあります。現在この勉強会を進めている地区があります。今後、多くの地区で建築協定が結ばれていけば、より暮らしやすいまちができていくでしょう。

田呂丸 奥田 今日はどうもありがとうございました。
奥田 今日どうもありがとうございました。

わたしの提案

建築する時の道路についての規制は

■建築時の道路に係る規制について(一市民より)
建物などを建てる場合、四

メートル道路に面していないれば建築することができないと聞いていますが、ほんとう

でしようか。
◎お答え
住み良い生活環境を整えて

これは、火災や地震などの災害時の消火活動や救急活動を円滑にするために、日照

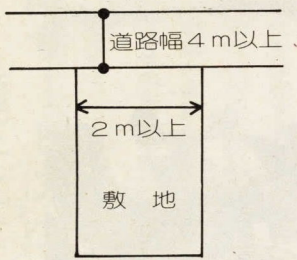
と電線・ガス・上下水道などの公共施設を収容するために支障のない最低限の道路幅とされています。

しかし、幅四メートル未満の狭い道路についても救済措置があります。

その条件としては、原則として幅一・八メートル以上四メートル未満の道路に接

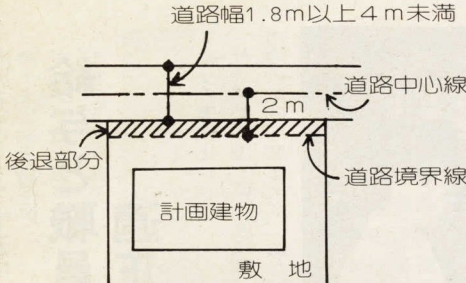
いたとき、係員にお尋ねください。

図1 幅が4m以上の道路に接して建物を建てる場合



敷地は道路に2m以上接すること

図2 幅が1.8m以上4m未満の道路に接して建物を建てる場合



道路中心より2mふり分ける



いくため、建築基準法では建物(門・塀・よう壁を含む)を建てる場合、その敷地が幅四メートル以上の道路に接していなければならないとされています。(図1)
この場合、市では、公道に中心線から二メートル後退することにより建物が建てられます。(図2)
この場合、市では、公道に中心線から二メートル後退することにより建物が建てられます。(図2)
この場合、市では、公道に中心線から二メートル後退することにより建物が建てられます。(図2)

ときめき小田原まつり

公職選挙法が改正され

政治家の寄附は罰則をもって禁止されました

1 政治家(候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者)は、寄附をする

と処罰されます。
政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすること(政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。)は、いかなる名義をもつてするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

2 有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。
政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすること禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で寄附の勧誘や要求をすること処罰されます。

3 政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられます。
政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報などもふくまれます。)を出すことは禁止されます。

4 政治家や後援会が、有料のあいさつ状を出すこと処罰されます。
政治家や後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対するあいさつ状を目的として、新聞、雑誌、テレビ

5 後援会が花輪、香典、祝儀などを出すこと処罰されます。
後援団体(いわゆる後援会)が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらの類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすること、その時期のいかんを問わず、処罰されます。

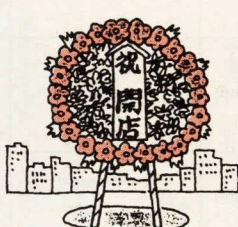
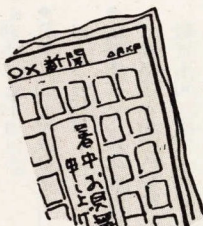
お知らせ

水道の修理は公認業者へ

家庭の蛇口故障や水道管破裂などの修理は、水道公認業者へ直接お申し込みください。公認業者以外は修理できません。
蛇口、パッキンの取替えは自分でできます。公認業者から水道材料店で購入し、水道メーターボックス内の副止水栓を止めてから修理を。公道内の水道管(給水管)修理及び水道メーターボックス内漏水修理は、市が無料です。

市の融資制度を二利用ください
市内の中小企業者を対象に融資を行っています。従前より早く融資が受けられますので、どうぞご利用ください。

排水設備の修理は施行業者へ
ご家庭のトイレや台所等の施設の詰まりといった故障は、ご自分で直されるか、施行された業者へ直接申し込んでください。ただし、公共下水道を使用



6 この改正は、平成2年2月1日から実施されました。
※ 1、2、4及び5によって処罰されずと公民権停止の対象となります。
◆問い合わせ 市選挙管理委員会 ☎1741

◆訂正
広報2月1日号の2面「固定資産税の課税台帳縦覧」の記事中、閲覧時間「土曜日は正午まで」とあるのは「午後0時30分まで」、4面おしらせの見出しに「国保の保険料は所得から控除」とあるのは「国民年金の保険料」の誤りでした。訂正します。

◆訂正
広報2月1日号の2面「固定資産税の課税台帳縦覧」の記事中、閲覧時間「土曜日は正午まで」とあるのは「午後0時30分まで」、4面おしらせの見出しに「国保の保険料は所得から控除」とあるのは「国民年金の保険料」の誤りでした。訂正します。